

教育委員会 平成23年度 4月定例会会議録

平成23年4月20日（水）鎌倉市役所 全員協議会室
9時30分開会、 11時13分閉会

出席委員 仲村委員長、朝比奈委員、林委員、山田委員、熊代教育長
傍聴者 13人

（会議経過）

（平成23年4月1日付けで事務局職員の人事異動があったため、事務局職員自己紹介を行う）

仲村委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより4月定例会を開会する。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。後ほど課長等報告で「世界遺産登録に関する準備状況について」があるが、この件について事務局から市長部局の世界遺産登録推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているのでご承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

（1） 委員長報告

仲村委員長

後ほど報告する。

（2） 教育長報告

特になし

（3） 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 計画停電に伴う給食の対応について

学務課長

計画停電に伴う給食の対応について、報告する。議案集の1ページを参照いただきたい。東日本大震災による計画停電の実施に伴う給食の実施方法については、小学校では4月8日給食開始に当たり、給食献立を一部簡易的な献立に変更し対応することとしていたが、東京電力から「計画停電は原則実施しない」という発表があったことを受け、4月18日から、簡易献立としていた日の給食について、おかずを一品増やした献立とするとともに、5月からは通常どおりの献立に戻すこととした。

中学校の牛乳給食については、計画停電により牛乳保冷庫の温度管理がきちんとできない恐れがあることから、牛乳給食を実施しない日を設けていたが、4月13日から通常どおりの牛乳給食を実施している。

今後については、計画停電が再度実施されることも考えられるので、状況等を見ながら、学校と協議し対応していく。

次に、福島原子力発電所の事故に伴う放射線等の影響により、野菜を中心に食品の汚染などを不安視する声を聞くが、出荷制限されている食材は市場に出回っていないことから、給食で使用する食材については安全なものが調達できると考えており、児童にも安心して食べてもらえるとする。引き続き神奈川県等と連携を図り、情報の確保に努めるとともに、保護者には冷静な対応をお願いしているところである。

質問・意見

仲村委員長

もし計画停電があった場合はどう対応するのか。

学務課長

給食が始まった4月8日から15日までは簡易給食ということで、パンと牛乳とデザート等、日によってはおかずを一品つけ、パンにはさんで食べるなどの形で対応してきた。停電時間帯が午前中ではない場合は差支えないので通常給食にしてきた。給食の調理器具は電気を使うものが多く、停電が午前中だと影響がでる。従って、今後の停電時間帯がどのように設けられるかによって、学校と協議をしながら検討していく。

仲村委員長

どういう時間帯の計画停電でも給食は実施するのか。

学務課長

学校給食は提供していきたいと考えている。

(報告事項アは了承された)

イ 東日本大震災等に関する就学援助制度の活用について

学務課長

東日本大震災等に関する就学援助制度の活用について、報告する。議案集の2ページを参照いただきたい。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災し、鎌倉市立小中学校に転入する経済的支援を要する児童・生徒の保護者(以下「被災保護者」という。)に対して「鎌倉市教育委員会就学援助に関する要領」を活用し援助を行おうとするものである。

援助の主な概要だが、議案集3ページをご覧ください。

就学援助費は、通常前年の所得を証明する書類をもって申請を行うこととなっているが、今回の申請では、原則として「り災証明」又は「被災証明」等の証明書を添付書類として申請を受け付ける。また、やむを得ず証明書を受け取れずに転入してきた方には、面談等により被災の状況の確認を行い、これをもって証明書に替えることができることとする。援助する費目については、給食費・修学旅行費・宿泊を伴う校外活動費・医療費及びめがねの検眼料・購入費とする。受付の期間は、4月15日から当分の間とし、全小中学校に案内文及び申請書を送付する。また、市民課及び各支所に転入者への案内依頼を行うとともに、市ホームページにおいても周知を図っていく。なお、申請については、学務課の窓口で受け付けることを原則とするが、被災保護者の入居状況によっては住宅に出向き、出前申請ができるように配慮する。

また、就学援助制度とは別に、転入する児童・生徒が当面支障なく学校生活が始められるよう、必要最低限の学用品や通学用品等については、学校の経費で対応しようとするものである。

質問・意見

仲村委員長

現時点で被災により転入してきた生徒はいるのか。

学務課長

中学校に2名いる。まだこの制度については申請がない。

仲村委員長

必要がなければ申請しないということか。申請があった場合、予算はあるのか。

学務課長

今の就学援助費の予算内で対応できると考えている。

山田委員

いろいろなケースがあると思うが、一人に対して期間はどのくらいと設定しているのか。

学務課長

今のところ1年間と考えている。

朝比奈委員

学用品や通学用品は、教育総務課から学校に経費を支給し、学校で購入して貸し与えるということだが、教科書も含まれるのか。

教育総務部次長兼教育総務課長

教科書は含まれない。鉛筆等の学用品になる。教科書は県のほうから無償で支給される。

山田委員

1年経っても更に援助が必要とみなされる方については、延長できるのか。

教育総務部次長兼教育総務課長

期間は、状況に応じて延長できると考えている。

仲村委員長

今後、人数は増えていきそうか。

教育総務部長

被災されて家を流された方々は実際にはまだ鎌倉には来ていない。今来ている方は原発避難の関係と思われる。実際にこの制度を適用する場合は、そうした方が来られてからということになると考える。鎌倉市の受け入れ態勢として、何戸受け入れるか等はまだ分かっていないので、今の時点では不透明である。

(報告事項イは了承された)

ウ 平成23年度教育指導課実施事業について

教育指導課長

平成23年度教育指導課実施事業について、その主なものを報告する。議案集は4ページから12ページ、併せて13ページから16ページ「平成23年度鎌倉市学校教育指導の重点」を参照いただきたい。

13ページ以降の「学校教育指導の重点」だが、3月定例会協議でのご意見を受け、お手元のような形に仕上げた。協議の中で「指導の重点は理念的なものであり、その内容について具体的に学校にどのように指示をしていくのか」という質問・意見をいただいたので、教育指導課の主な事業の中で重点的な取組として明記した。

「学校教育指導の重点」については、全教職員、PTA等関係者、学校評議員等に配布するとともに、様々な機会にこの内容について意見交換して参りたいと考えている。

この「指導の重点」の実現に向けた具体的な施策として、議案集5ページから8ページにある「平成23年度教育指導課の主な事業」を進めていく。

記載の通り「開かれた学校づくり支援」「研究・研修事業」「学校訪問」「教育支援事業」「少人数教育の充実」「児童生徒の安全指導」「鎌倉女子大学との学校教育での連携」を展開していく。

平成23年度重点的な取組について説明する。

まず①の「わかる授業・楽しい授業の創造」については④の「新教育課程への取組」とあわせて、新学習指導要領の趣旨の理解を図り授業の中で実践し、日々の授業改善をしていく必要がある。各学校では、校内研究やお互いの授業を見せ合うなどして教師の授業力の向上を図っていく。

②の「不登校減少への取組」、③の「いじめ・暴力行為減少への取組」については、各学校で重点的に取り組んでいるところだが、問題行動等が起こってからの後追い指導にとどまることなく、早期発見・早期対応および未然防止を全教職員で取り組む校内児童生徒指導体制を構築するよう教育委員会としても支援していく。

⑤の「特別支援教育の充実」については、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるように各学校を継続的に支援していく。今後の特別支援学級設置のあり方につい

ては、昨年度特別支援学級基本方針検討委員会において、全校設置という方向性を考えていくことになった。引き続き課題や今後の詳細計画等の検討をしていく。

⑥の「キャリア教育の推進」については、主体的に自己の進路を選択・決定できる力、しっかりとした勤労観、職業観を児童生徒の発達段階に応じて学び、身につけさせる必要があることから、今年度新たに「学校教育指導の重点」に加えたものである。

⑦の「小中一貫教育の取組」については、平成23年度は指針作成委員会による指針作成、検討委員会による検証を進めていく。

⑧の「教科書採択」については、平成23年度は中学校となる。

以下⑨⑩については記載の会議、また行事等を行っていく。

なお各種事業の日程については議案集9ページから12ページの「学校関係年間予定一覧」を参照していただきたい。各学校の運動会・体育祭・合唱コンクール・文化祭等の日程も記載しておいたので併せてご参照いただきたい。

質問・意見

林委員

7ページ⑥キャリア教育の推進を新たに追加されたということだが、加えた経緯を詳しく説明して欲しい。

教育指導課長

キャリア教育の推進については「学校教育指導の重点」の方にも3月の協議の時に挙げている。14ページ左下である。従前はキャリア教育というのは中学生の職業体験・職場体験をあてていたが、新しい学習指導要領の中で「生きる力」「働くこと」「生きがいを見つけること」ということを含めて、発達段階に応じて取り組んでいく必要があるということから新たに今年度設けた。国、県のほうもキャリア教育に力を入れてきている。

林委員

学習意欲等にも直結する部分だと思うので、是非力を入れてもらいたい。こういった場でのアウトプットの量も増やしてほしい。

仲村委員長

6ページ鎌倉女子大学との学校教育での連携だが、女子だけでは偏るので、共学あるいは男子大学との連携も模索してほしい。

13ページの6、「教職員の資質向上への取組」だが、授業力の向上などに重点を置かれているが、人格の陶冶も資質の向上に含めてもらいたい。

特別支援教育の対象、教育センターとの関係、どのくらい対象者がいるのか、全校設置を将来的に考えているのか、教えてもらいたい。

教育指導課長

地元にある大学ということで鎌倉女子大学と協定を結んで、大学生のインターンシップ(これは年間に一定時間以上のボランティアをすることによって単位を認めるというものである)を行っている。将来教員を目指す大学生にとってもプラスになると思われる。6ページに記載してあるように、男子学生も含めた神奈川ティーチャーズカレッジチャレンジコース受講者の中で、スクールライフサポーターの受け入れも県教委と調整中である。

教職員の資質向上については、鎌倉に配属された先生には教育指導課が指導、教育センターが研修という形で支援していく。

特別支援学級を希望される保護者はここ数年急増している。鎌倉市では以前は拠点校として、小学校16校、中学校9校のうち半分くらいの学校で特別支援学級を設置して、複数の子どもたちの人間関係を大事にした特別支援教育を進めていこうと考えていた。ところが現在は、学校によっては20名を超えるところもあり、きめ細かな支援ができない状況である。学区別に人数を見るとどの学区にも複数の希望者がいることから、各学校に設置した方が家から近い学校できめ細かな教育が受けることができ、より効果的ではないかということで各学校に設置する方向で進めている。

仲村委員長

具体的には、別室で教育するのか、通常学級でアシスタントがつくのか。

教育指導課長

今お話しした特別支援学級は別室である。通常学級とは全く違う教育課程の中で行うものである。鎌倉市では現在、肢体不自由児の学級、自閉症・情緒障害の学級、知的障害の学級、難聴の学級がある。発達障害のお子さんで通常学級の中で通常の教育課程を受けたいとご希望の場合は、出来る限りスクールアシスタントや介助員・支援員をつけて通常学級の中での活動ができるよう支援している。

仲村委員長

特別支援教育の対象者に、肢体不自由児の学級、自閉症・情緒障害の学級、知的障害の学級、難聴の学級などの人は含まれるのか、含まれないのか。新たに特別支援の教室を作るのか。

教育指導課長

特別支援教育というのはすべてを含んでいる言葉だ。特別支援学級で学ぶお子さんも、発達障害等を持っていて普通学級で特別な支援を必要とするお子さんも両方含めた言葉である。

どういう形で特別支援学級にお子さんを通わせたほうが良いと判断するのかということ、主には就学時の保護者からの相談である。鎌倉市の場合は小学校入学前から、療育という形でシステムができています。保護者から発達障害が疑われる・学校生活が心配だという相談があると、そちらでの相談を学校につなげ、教育指導課の担当指導主事と相談をする。その相談を基に専門家20数名からなる就学指導委員会にかけ、様々な観察や様々な立場からの意見をいただき、特別支援学級がよいか、場合によっては県立の特別支援学校がよいか、普通学級がよいか、という形で審議をし、その上で保護者と再度どこの学校が一番適するかを相談して就学先を決めている状況だ。

山田委員

キャリア教育というのはとても大事なことだと思う。特に、なぜ働くのか、どうして生きていくのかというような勤労観をしっかりと定めるのは大事だと思うが、具体的にどのように行っているのか、今後どのように推進していくのかお聞きしたい。また外国人英語講師を積極的に導入していくと昨年聞いたが、震災や原発の影響で外国人が多数帰国していると聞かすが、十分な人数が確保できているのか。

教育指導課長

現在行われているキャリア教育は、中学校では職場体験や、大人を学校に招き勤労観や生きがいについて話してもらった中で子どもたち各々に考えさせるというものである。小学校では発達段階に応じ、学級や学校内の委員会活動など、自分に与えられた役割をしっかりと理解し全うしようとする気持ち、そこから将来の職業観・やりがいにつながっていくと考えている。これはこれからの課題でもあり、学校と一緒に作り上げていきたい。

外国人英語講師（ALT）については、今年度小学校の外国語活動が新しい学習指導要領において5・6年生で35時間以上行われる。来年度中学校の学習指導要領の中で英語が現在週3時間行われているものが全学年週4時間になる。そのようなことからALTは今年度4名体制から5名体制にすることができた。従って小学校も中学校もALTが学校を訪問してコミュニケーション能力を高めるような授業がますますできるようになると思う。鎌倉市の5名のALTは自国に帰ることなく、むしろボランティア精神が旺盛なALTが多く、東北にボランティアに行くなど積極的なALTなので信頼して任せている。

朝比奈委員

「かまくら教育プラン」という鎌倉らしい教育のプランに関して、「鎌倉らしい」といえばお寺や神社が挙げられると思う。他の自治体から見学や座禅会にみえることは多いが、鎌倉

市の学校の方々と深く関わるチャンスは少ないようである。宗教に関わるということには障害があるとは思いますが、「鎌倉らしさ」を打ち出すには絶好の環境であり、お寺も鎌倉市内の小中学生が団体で来る場合には、無料でご案内することになっている。かといって、それぐらいしか対応していない。逆に我々としても受け入れるだけでなく、積極的に教育に関わるような役目をいただければ、望んでいる和尚さんもいると思う。先日キリスト教会の方や神社の方と合同の儀式を行って感じたのは、鎌倉は宗教的な環境が整えられていて、狭い場所ながら色々なものが混在した所である。なぜそういう場所なのかということも鎌倉の子どもたちに感じ取ってもらいたいと考える。法律などの壁もあるかと思うが、史跡めぐりの延長でも構わないので、訪ねていただければ嬉しく、やりがいを感じる。

教育指導課長

それぞれの小・中学校が史跡めぐり・鎌倉めぐりの形で訪問させていただいていると思う。宗教教育ではなく、鎌倉の歴史という観点から、身近な題材として、様々な知識や技術をお持ちの神主さん・和尚さんからお話を聞くことは、子ども達にとっていい機会であり継続していきたい。子どもたちが大人になった時に、生まれ育った鎌倉に誇りを持って発信出来るように、鎌倉らしい教育をすすめていきたい。

仲村委員長

「鎌倉検定」というのがあるが、小・中学校で触れてみるのもいいのではないか。

(報告事項ウは了承された。)

エ 鎌倉海浜公園水泳プールについて

スポーツ課長

鎌倉海浜公園水泳プールについて報告する。議案集は17ページである。鎌倉海浜公園水泳プールについては、本年2月の教育委員会定例会において、23年度は開場を見合わせる旨の報告をしたが、その後、市議会において23年度の予算案が修正議決され、プールを開場するための予算が措置されたことに伴い、現在、開場に向けて準備をすすめており、経過を含めて報告する。

鎌倉海浜公園水泳プールについては、本年2月9日に開催された教育委員会2月定例会において、昨年11月に実施した耐震1次診断の結果、管理棟の耐震強度が確保されておらず、利用者の安全確保が図れないことから、より詳細な耐震2次診断を実施し、その結果を以って必要な修繕工事を実施していく必要があるため、平成23年度と同プールの開場は見合わせたい旨の報告をさせていただいた。

その後、2月28日に開催された市議会2月定例会の文教常任委員会にも同様の報告をしたが、3月10日には教育委員会に対して「市営プールの今夏休場の決定を撤回し開場を求めることについての請願書」が、また同日、市議会にあてて「市営プールの今夏休場の決定を撤回し開場を求めることについての要望書」が提出され、3月11日から始まった市議会23年度予算審査特別委員会においては、23年度と同プールの開場について多くの市民から希望が寄せられていること等を踏まえ、更衣室・シャワー・トイレ・手洗い場・監視員詰所などの仮設管理棟諸施設を2年間のリースで対応することとして2年間の管理棟の仮設対応を前提とした予算の修正案が可決された。その後、3月24日の市議会本会議においても同修正案が可決され、スポーツ課では、この予算修正を受け、今夏と同プールの仮設対応での開場に向けて準備をすすめているところである。

この夏のプールの開場は、例年どおり7月1日を予定として準備をすすめているが、去る3月11日に発生した大震災により、短期間での仮設管理棟諸施設設置の可能性が憂慮される中、市に登録されている仮設建物を扱う業者35社に対して見積書の提出を求めたところ、3業者から提出があり、去る4月8日に見積額が一番廉価であった業者と契約を締結した。現在、5月初旬の着工に向けて、市の関係課と手続きをすすめているところである。

資料-1の全体配置図をご覧いただきたい。仮設棟は、既存の更衣室棟の東側（海側）に四角く囲ってある部分に設置する。

次に、仮設棟の配置及び平面図だが、資料-2をご覧いただきたい。仮設の建物は「更衣室棟」「監視室棟」「トイレ棟」及び「シャワー棟」で資料-2の「仮設建物配置図」のとおり配置する予定である。なお、プールへの出入り口は、更衣室棟とシャワー棟の間に通路を設け、既存の塀を一部解体して確保する。更衣室棟の内部については、資料-2右側の「更衣室棟参考平面図」のとおり「男子更衣室」「女性更衣室」及び「荷物預かり所」を設ける予定である。

また、開場にあたって必要となる「監視業務」等の委託契約、「プール水槽塗装」など必要な修繕契約をあわせて行う予定であり、これらについても現在契約の手続きをすすめている。

尚、ただ今ご報告したとおり、現在7月1日のプール開場に向けて準備をすすめているが、プールの運営と併行して、第2次の耐震診断調査も実施する予定であり、その診断結果を以って、関係課等とも協議を行い、今後のプール運営について方針を詰めていきたいと考えている。

質問・意見

林委員

予算額を教えてください。

スポーツ課長

予算修正後について予算は、総額約6、100万円である。内訳は、消耗品費がプール薬剤・ペンキなどで160万円、光熱水費がプールの水などで700万円、維持修繕料として水槽の塗装等で1、200万円。委託料としては、監視業務と水槽清掃業務などで約1、700万円、その他仮設のリース料が2、360万円である。

林委員

3月の臨時会でも意見を言ったが、多額な予算を必要とする事業であるので、なるべく早めに市議会や文教常任委員会に情報を提供することは出来なかったのか。あらかじめ伝える手段はないのか。

スポーツ課長

今回のプールの平成23年度の閉場については、事前に関係団体にも説明していたと聞いている。文教常任委員会については2月の常任委員会で報告している。

林委員

全市的な予算の中では、何かを削って何かに充てるという基本的な考え方もあると思うので、今回の混乱した状況を見ていると、やり方に問題があるのではないかと感じる。耐震構造についても、危険を察知していたが何年も放置されてきたというのは事実だと思う。情報を早めにだし、説明会等を開くなどして前向きに検討出来ていなかったのではないかと。実際に閉場しなくてはいけない段階になって大騒ぎになり慌てて予算がついた、というようなことは今後は避けて欲しい。

山田委員

鎌倉海浜公園プールは海岸に近いが、東海沖地震が懸念される中、有事の避難についての管理システムはどうなっているのか。特に水中だとなかなか地震を察知できない。靴もはいていない状況で、また後ろの山が危ないということも以前出ていたと思うが、どこへ避難する予定なのか聞かせてほしい。

スポーツ課長

ご指摘の通り、前面が海、背後が崖という立地になっている。津波の際の避難場所は背後の崖の上かと私自身は考えているが、非常に大事なことなので総合防災課とシュミレーションをして開場までに詰めていきたいと思う。

仲村委員長

裏山に上れるのか。

スポーツ課長

迂回する形になると思うが、検討していきたい。

仲村委員長

将来的に立て直す時には国際的な良いプールを造ってほしい。

(報告事項エは了承された。)

オ 鎌倉市スポーツ施設整備懇話会について

スポーツ課長

鎌倉市スポーツ施設整備懇話会について、報告する。資料「鎌倉市スポーツ施設整備懇話会経過」、「意見集」を参照いただきたい。

鎌倉市のスポーツ施設は、多くの市民の方々に利用されているが、近隣市と比べて、数、規模ともに同程度に整備されているとは言い難い状況にあり、平成19年には市議会で「総合体育施設の整備を求めることについての陳情」が採択されたように、市民やスポーツ団体からは施設の整備・充実が求められている。昨今の厳しい財政事情、更に古都保存法等によるさまざまな土地利用の規制などによって、なかなか施設整備に向けた検討が進まない状況である。そのような状況の中、施設整備に関する様々な意見を拝聴する目的で、平成21年10月に鎌倉市スポーツ施設整備懇話会を設置した。

同懇話会は、市民、関係スポーツ団体の代表及び学識経験者から各2名合計6名の委員で構成され、平成23年3月までに6回の会議を開催し、関係スポーツ団体や有識者による専門的な観点から、また市民の立場などさまざまな見地から意見交換を行っていただき、特にこれから鎌倉市が目指している総合グラウンド・総合体育館の建設に向けての意見をいただいた。会議の概要及び経過については、お配りした資料の「鎌倉市スポーツ施設整備懇話会経過」を参照いただきたい。

このたび3月28日開催の最終回となった第6回の会議において、それまでの会議で出された意見をまとめた「意見集」が鎌倉市教育委員会あてに提出されたので、その概要を報告する。

「意見集」をご覧いただきたい。この懇話会では、鎌倉市のスポーツ施設の現状を踏まえ、大きく分けて5つの視点からの意見をいただいている。

まず3ページでは、鎌倉市におけるスポーツ施設の現状として鎌倉市スポーツ振興基本計

画におけるスポーツ施設の整備の位置づけ、屋内施設について、屋外施設についてそれぞれ現状を整理した。4ページ以降は懇話会からいただいた意見をまとめている。

まず財政確保についてのご意見だが、「不況の下、どの自治体も財政事情は厳しい中では、行政に依存するだけではなく、官・民・業が一体となって財源の確保の道筋を構築する必要がある」「観光客から資金を集める手法も検討できるのではないかなど。

5ページ、敷地選定については「鎌倉は古都であること等から様々な法規制があり、旧鎌倉地域ではなく大船方面で敷地選定する必要がある」「グラウンドの敷地については、市内に平地で現在の深沢多目的スポーツ広場の場所以外に適地がないため、その土地の確保に向けて積極的に働きかけるべきである」などのご意見を頂いた。

6ページ、施設規模については「総合グラウンドについては鎌倉市の規模から、15,000㎡から20,000㎡程度でサッカー、野球、ラグビー等の公式試合ができるようなものを整備することが望ましい。」という意見がある一方で「鎌倉ではむしろ地域に根ざしたような施設を整備した方が良いのではないかなど」というご意見もあった。次に総合体育館について7ページをご覧いただきたい。総合体育館の機能としてバスケット・バレーボール・バドミントンなどを行う為の理想的な面積を具体的に挙げていただく中で、「近隣の逗子アリーナがモデル的な施設となるのではないかなど」という意見、更に「スポーツ以外でも文化的な施設や防災拠点としての性格を持たせる必要がある」などの意見をいただいた。

次にそれらの整備を進めるための手法については8ページをご覧いただきたい。「これから整備していく施設は将来的に利用価値のあるものでなければ整備は難しい。総合体育館、総合グラウンドは生涯スポーツのための施設なのか、県や国レベルの大会が可能な施設にするのか等、そのコンセプトが重要である」「財政難の中では、自治体内部の様々な部署を巻き込みながら進めていることが必要である」「古都法などの法規制を考慮すると、既存のものを残しつつさらに新しいものを作るのではなく、スクラップアンドビルドで考えた方が良い」など様々な角度からのご意見をいただいた。

10ページをご覧いただきたい。維持管理運営については「NPOや指定管理者制度を活用するとともに、受益者が相応の負担をしていくことが必要である」というご意見をいただいた。

現在、建設予定地や建設費用のいずれも十分に確保できているとは言えない状況の中で、懇話会では総合体育館・総合グラウンド整備に向けた大変貴重で忌憚のないご意見をいただいた。市としてはいただいたご意見を今後のスポーツ施設整備にかかる行政計画に生かしていきたいと考えている。

質問・意見

林委員

総合グラウンドは、1万5000㎡から2万㎡程度でサッカー、野球、ラグビー等の公式試合ができるようなものを整備するのが望ましいとあるが、予算的にはどのくらいか。

スポーツ課長

土地を別にして10数億の予算が必要になるのではないか。

林委員

7ページに総合体育館については40億円と実数が出ている。機会があったら報告してほしい。

(報告事項オは了承された)

カ 「円覚寺仏殿造営図」の国指定重要文化財の指定について

鎌倉国宝館副館長

「円覚寺仏殿造営図」の国指定重要文化財の指定について、報告する。議案集の19ページから21ページを参照いただきたい。

鎌倉国宝館にて管理する「円覚寺仏殿造営図」は、平成21年に市内在住の個人の方から寄贈を受け、その経緯は平成21年度の当委員会10月定例会で報告しているところである。

このたび当該仏殿造営図が、3月18日に開催されました文化庁文化審議会において、国指定重要文化財に指定される旨の答申が出されたことから、報告する次第である。

当該仏殿造営図は、断面図である建地割図と平面図である指図の2点からなり、建地割図は縦が約220cm、横が約350cmで、指図は縦が約100cm、横が約90cmである。

鎌倉五山である円覚寺仏殿再興のために作成されたもので、元龜4年(1573)に制作されたことが記されており、年代が明らかな安土桃山時代の建築設計図として、建築史上、また禅宗文化史上において史料的価値が高いとの評価がなされている。

今回の答申を受け、国指定重要文化財に指定されるが、鎌倉市所有の文化財としては初めて指定されることとなる。

この造営図は、もとは建地割図・指図ともに1枚に張り合わされていたものであることが認められる。しかし残念ながら、現在は20、21ページの資料からご覧いただける通り、建地割図は56枚(2枚欠落)、指図は6枚にばらばらになっており、状態も悪いため、今後は文化庁、神奈川県教育委員会ならびに市教育委員会文化財課とも協議しつつ、早い時期に適切な保存修理を施して、安全に後世に伝えていくとともに、展示・調査等に活用していきたいと考えている。

なお、正式な官報告示は本年6月中旬から下旬の予定との連絡を受けている。

質問・意見

朝比奈委員

残念ながら現存している円覚寺の仏殿は昭和39年に鉄筋コンクリートで再建されたものである。見た目を再現するにとどまっているが、こういった図面に基づいて建築されている。

こういう物が出てくると、現在の仏殿も捨てたものではないと見ていただけたらと思います、ありがたく思う。

仲村委員長

これは円覚寺の中にあつたのか。

鎌倉国宝館副館長

円覚寺の大工さんのお宅に代々保管されていた。

(報告事項は了承された)

キ 世界遺産登録に関する準備状況について

世界遺産登録推進課長

世界遺産登録に関する準備状況について、説明する。議案集は、22ページになる。平成22年9月の当委員会では、昨年6月に開催した第3回国際専門家会議において、鎌倉の特徴である「古都保存法」による歴史的風土特別保存地区(6条地区)を資産として評価していくこととし、国内外の専門家に説明したところ、積極的な評価が得られた。海外の専門家から、大きく前進している旨の評価もいただいた。一方で、より確実な登録を期するならば、更に時間をかけて精査する必要があるのではないか、という指摘もいただいた。こうした会議の結果や世界遺産登録に関する審査が厳格化している状況などを踏まえ、文化庁と4県市が協議した結果、目標スケジュールであった平成22年度中の推薦を見送ることとしたことを報告させていただいた。

その後、地元自治体としては、引き続き早期の推薦をめざすことから、文化庁と4県市がさらに連携を深め、推薦書の仕上げ作業を進めてきたところであり、3月の10日・11日の2日間にかけて第4回国際専門家会議を行い、最終的な専門家の意見集約を図った。

今後の文化庁との協議にもよるが、推薦に関する作業が順調に進めば、5月以降、文化庁等による推薦に関する所定の手続きを経て、9月には、ユネスコへ推薦書暫定版を提出して

いくスケジュールとなる。

それでは、第4回国際専門家会議で示した新たな構成資産について説明する。議案集23ページの「構成資産及び緩衝地帯の範囲」をご覧いただきたい。資産については、資料右下の凡例に示すとおり、薄い緑で着色した部分となっている。

この資産は11のパーツで構成されている。表示は、構成資産1～構成資産11となっている。現在のコンセプトでは、「武家の古都・鎌倉」を、これらの総体によって捉えているところであり、本来的には資産は1つとして捉えようというものだが、6条地区の山稜部や史跡指定地が連続していないこと等から、11のパーツによって構成していこうとするものである。

また、濃い緑の線で囲った部分は、資産の中で重要な要素となるものの範囲を示している。重要な要素とは、従来までは構成資産としていたもので、史跡の全体の範囲を示していたが、社寺の境内や切通などの範囲により表示することとしている。

只今の説明を整理すると、「資産名称」は、「武家の古都・鎌倉」1つで、11の資産で構成されており、その中に、重要な要素である社寺境内・考古学的遺跡が含まれるという構成になっている。

世界遺産登録にあたっては、資産が国内法規で確実に守られていることを示していくことが求められるが、資産である山稜部は、基本的に古都保存法の6条地区、「重要な要素」は、文化財保護法の国指定史跡の規定により対応しており、これにより世界遺産として求められる要件を満たしているものとする。

また、当初(山を含める前)、24か所の国指定史跡を構成資産としていくこととしていたが、今回、仏法寺跡と一升榊遺跡については、整理をした。具体的には、仏法寺跡は極楽寺の末寺であったことから極楽寺に含め、一升榊遺跡は山稜部に含まれる土木遺構の1つとして位置づけようとするものである。

次に緩衝地帯だが、今回緩衝地帯についても、資産と合わせて改めて文化庁や推薦書作成委員会などと協議・検討を行ってきた。資料の黒色の実線の内側が新たな緩衝地帯の範囲である。緩衝地帯範囲は、鎌倉では、構成資産を一体的に包括されるよう設定しており、原則として建物などの高さ規制を含めた許可制の利用制限のある法令等で構成されている。具体的には、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、風致地区条例に基づく風致地区、景観法による景観地区、などの法令等により確保していこうとするもので、これらの法令等が遵守されることで、世界遺産登録に必要な緩衝地帯としての要件は満たされると考えている。

以上が資産等の概要だが、今回示した内容は、その範囲を含め、今後更に文化庁、国土交通省などと協議・調整を行う中で、修正が生じる可能性があることを申し添えさせていただく。

鎌倉は、平成4年に暫定リストに登載され、平成16年度から本格的な準備を進めて来たが、今年は「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録推進業務にとって山場の年になるものと認

識している。平成23年度は、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた節目の年度にしたいと考えているので、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

質問・意見

仲村委員長

この運動が始まって何年か。

世界遺産登録推進課長

日本が世界遺産条約に調印したのが平成4年で鎌倉は暫定リストに載っていた。平成8年度から実施計画に登載し、平成16年からは今の部相当となり保存管理計画等を精力的に準備し進めてきたところである。

(報告事項キは了承された)

ク 行事予定(平成23年4月10日～平成23年5月9日)

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第1号 平成23年度教育総務部工事年間計画について

仲村委員長

日程2 議案第1号「平成23年度教育総務部工事年間計画について」を議題とする。議案の説明をお願いしたい。

学校施設課長

議案集は26、27ページをご参照いただきたい。本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号により、見積価額が1件1,200万円を超える工事の計画の策定について、お諮りするものである。

議案に添付した「平成23年度工事年間計画表」をご覧いただきたい。

はじめに小学校だが、第一小学校他6校の「管理諸室空調設備設置工事」は、校長室・職員室・事務室への空調設備の設置を実施しようとするものである。なお、他6校は、稲村ヶ崎小・腰越小・西鎌倉小・富士塚小・山崎小・玉縄小学校となる。

次に、玉縄小学校及び関谷小学校の「公共下水道接続工事」は、公共下水道に未接続

のため、下水道接続工事を実施しようとするものである。

大船小学校の「特別支援学級教室改修工事」は、普通教室3教室を特別支援学級教室に改修する工事を実施しようとするものである。

続いて中学校だが、第二中学校の「校庭整備工事」は、平成22年度に校舎・体育館の改築工事が完成し、最後に校庭の整備工事を実施しようとするものである。

腰越中学校の「プール管理棟改築工事」は、老朽化に伴い、プール管理棟の改築工事を実施しようとするものである。

腰越中学校他2校の「管理諸室空調設備設置工事」は、校長室・職員室・事務室への空調設備の設置を実施しようとするもので、他2校は、玉縄中・岩瀬中学校となる。

玉縄中学校の「第二グラウンド外周フェンス等改修工事」は、第二グラウンドの用地交換に伴う、外周フェンス等改修工事を実施しようとするものである。

質問・意見

林委員

小学校の空調設備工事の対象学校をもう一度教えてほしい。

学校施設課長

稲村ヶ崎小・腰越小・西鎌倉小・富士塚小・山崎小・玉縄小と第一小学校である。

仲村委員長

今年度工事をする学校以外はもう終わっているのか。

学校施設課長

市内の小中学校で設置されているのは現在4校で、深沢小学校・深沢中学校・今泉小学校・第二中学校である。23年度に設置する小学校7校以外にまだ未設置の学校が7校ある。

仲村委員長

それはいつ頃までに終わるのか。

学校施設課長

24年度にすべての学校への設置が終わるように取り組んでいきたい。

山田委員

自然エネルギーを利用した電力の確保などは盛り込まれているか。

中里学校施設課長

今回の空調設備の設置に伴って太陽光発電等の仕組みを取り入れることは検討していない。太陽光発電については、別途、今後校舎の改築や大規模な改修をする時期に取り入れることを考えている。

(採択の結果、議案第1号は、全会一致で原案どおり可決された)

3 議案第2号 平成24年度使用教科用図書の採択方針について

仲村委員長

日程3 議案第2号「平成24年度使用教科用図書の採択方針について」を議題とする。議案の説明をお願いしたい。

教育指導課長

議案集は、28ページから32ページを参照いただきたい。

平成23年度に行う平成24年度に本市で使用する教科用図書の採択にあたり、その方針を定め、採択までの事務手続き等を滞りなく進めていこうとするものである。

仲村委員長

前回と違うところだけというのはどうでしょうか。

教育指導課長

それでよろしいか。そうすると採択方針の案は記載の通りとなっているが、教科用図書の採択については義務教育諸学校教科用図書無償措置に関する法律第9条の規定により教育委員会が定め、採択をすることになっている。その採択方針だが、昨年度は小学校の教科用図書が採択替えだった。今年度は来年度から使用する中学校教科用図書の採択となり、その採択方針ということになる。小学校については原則4年間同じ教科用図書を採択するということが昨年度採択したものを継続して採択していただく。中学校についてはすべての教科・種目について検討委員会を設置し、8月の教育委員会の採択に資する報告書を作る、その採択検討委員会は各種目専門の教員による調査委員会を設置し資料を作らせるというのが大まかな説明である。昨年度との違いは小学校と中学校が逆転するということになる。なお特別支援学級における教科用図書については、毎年個に応じた教科用図書を採択するということが、設置校長会に一覧を作成してもらい、その中から採択する。

質問・意見

仲村委員長

採択までの手順は従来通りなのか。来年度に関しては新しい指導要領ができて教科書が厚くなっているそうだが、来年4月から使用するものを今年の8月に選んで、採択すれば4年間有効だということか。

教育指導課長

基本的な考えも昨年度と全く同じである。現在、県教育委員会の方で採択方針を作っているところなので、決まり次第それに基づいて採択を進めることになっている。

林委員

各教科別の学習指導要領の解説本がでていると思うが、借りることはできるか。

教育指導課長

教育委員会でお貸しできる。

(採択の結果、議案第2号は、全会一致で原案どおり可決された)

4 議題第3号 鎌倉市社会教育委員の解嘱および委嘱について

仲村委員長

日程4 議案第3号「鎌倉市社会教育委員の解職および委嘱について」を議題とする。
議案の説明をお願いします。

生涯学習課長

議案集33ページから35ページを参照いただきたい。社会教育委員は、社会教育法及び鎌倉市社会教育委員条例に基づき平成22年11月1日から平成24年10月31日までの2年の任期により、委員10人で設置されている。

委員については、「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験のある者」の中から選出している。このたび、「学校教育の関係者」と「社会教育の関係者」において、鎌倉市立小学校校長会と鎌倉市PTA連絡協議会から団体選出委員候補の変更について申し出があり、このため、現委員の土屋 道夫さんと石

田 美奈子さんを解嘱し、あらたに細谷 美重子さんと成田 智恵美さんを委嘱しようとするものである。なお、委員の任期は、平成23年4月25日から平成24年10月31日までで前委員の残任期間となる。

質問・意見

特になし

(採択の結果、議案第3号は、全会一致で原案どおり可決された)

5 議題第4号 平成23年度 生涯学習部工事年間計画について

仲村委員長

日程5 議案第4号「平成23年度 生涯学習部工事年間計画について」を議題とする。
議案の説明をお願いしたい。

文化財課長

議案集は、36、37ページを参照いただきたい。本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第5号により、見積価額が1件1,200万円を超える工事の計画の策定について、お諮りするものである。

議案に添付した「平成23年度生涯学習部工事年間計画表」をご覧いただきたい。文化財課だが、国指定史跡永福寺跡において、その整備計画の一環として、「環境整備事業工事(その2)」を実施しようとするものである。

質問・意見

仲村委員長

この整備計画はいつまでにやるのか。

文化財課長

市の実施計画では、平成25年度に仮オープンを目指して整備を進めている。史跡区域すべてが公有地化されているものではないので、公有地化された部分の一部をオープンしているという考え方である。

仲村委員長

25年オープンということか。

文化財課長

25年仮オープンとしている。実際には今年度（23年度）末には市民に一部開放できる形で整備を進めている。

（採択の結果、議案第4号は、全会一致で原案どおり可決された）

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。

先日、神奈川県市町村教育委員会連合会総会に出席してきた。その際二宮町の教育委員会から東日本大震災に対して教育委員会で何かできることはないのか、という意見があり、被災地に図書を送る、発電機、教員の派遣などいろいろな意見がでたが、被災地のニーズをどうやって把握するのかなど具体的なことになるとなかなかまとまらなかった。文科省の集計で、死亡した児童生徒は441名、行方不明の児童生徒は540名、学校施設の被害は2,190か所、孤児が82名、家族の誰かを失った子どもは数知れず。他の都道府県公立小中高に転入した生徒は4月9日現在6,981名。教育委員会としてほっとけない気持ちが強い。その時は時間切れでまとまらなかったが、具体的に何か提案はあるか。

現在鎌倉市では、被災地から子どもが避難して来た場合に学校に受け入れて資金援助をしているが、市としては、市の施設に受け入れるなどのことをしているのか。

教育総務部長

一時避難の受け入れとしては、県を通して体育館や老人福祉センターに受け入れると公表しているが実際にはいらしていない。長い期間での避難ということでは、例えばJRの社宅などが空いているが、実際使うとなると相当修繕が必要になるなど制約があり、今担当の課が調整をしている。それを確認したうえで被災地の方に情報を提供する形になっている。

山田委員

以前鈴木副大臣が、震災孤児が集まる全寮制の公立の学校を現地に作るというお話をされていた。子どもにとって、全然知らない土地に行くよりも、兄弟や仲間と一緒に暮らして痛みを分かち合ったり、先生も被災者であったりする中、皆で協力して生きていこうという拠り所が必要だと思う。なるべく地元で全寮制の学校ができるように、教育委員会としてまとめて支援できればよいのではないかと思う。

朝比奈委員

やはりニーズを確認する方がいい。市民活動的に現地に行き調査をしている方々もあるし、自治体・教育委員会から要望があるかも知れないので、ニーズを把握することが大切かと思う。

仲村委員長

何か働きかけがあるかも知れないので、その時またご相談させていただきたい。

4月定例会を終了する。

